

大間町
第二期子ども・子育て支援事業計画
(素案)

2020（令和2）年3月
青森県 大間町

(あいさつ)



目次



| | |
|------------------------------------|-----------|
| 第1章 計画策定にあたって | 3 |
| 1 計画策定の背景と趣旨..... | 3 |
| 2 計画の位置づけ..... | 4 |
| 3 他計画との関係..... | 4 |
| 4 計画期間..... | 5 |
| 5 制度改正等のポイント..... | 5 |
| (1) 子ども・子育て支援法の改正..... | 5 |
| (2) 基本指針の改正に係る留意事項..... | 6 |
| (3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正..... | 6 |
| 6 計画の策定体制と住民意見の反映..... | 7 |
| 7 県や近隣市町村との連携..... | 7 |
| 第2章 子ども・子育て支援の現状と課題 | 11 |
| 1 本町における人口と子ども人口の状況..... | 11 |
| (1) 人口と子ども人口の推移..... | 11 |
| (2) 合計特殊出生率の推移..... | 12 |
| 2 子育て世帯の状況..... | 13 |
| (1) 子育て世帯の推移..... | 13 |
| (2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者の状況..... | 14 |
| 3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況..... | 16 |
| (1) 本町の就業率..... | 16 |
| (2) 母親の就労状況..... | 17 |
| (3) 育児休業制度利用の状況..... | 22 |
| 4 子育て支援事業の利用状況..... | 24 |
| (1) 定期的な教育・保育事業の利用状況..... | 24 |
| (2) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由..... | 25 |
| 5 施策の進捗評価..... | 27 |
| 6 本町における子育て支援に関わる課題..... | 29 |

| | |
|--------------------------------------|-----------|
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 33 |
| 1 計画の基本理念等 | 33 |
| 2 計画の基本目標 | 34 |
| 3 施策の体系図 | 36 |
| 第4章 子育てに関する施策の展開 | 39 |
| 基本目標Ⅰ 地域における子育ての支援 | 41 |
| 施策1 地域における子育て支援サービスの充実 | 41 |
| 施策2 保育サービスの充実 | 42 |
| 施策3 子育て支援のネットワークづくり | 43 |
| 施策4 児童の健全育成 | 44 |
| 施策5 その他 | 47 |
| 基本目標Ⅱ 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進 | 48 |
| 施策1 子どもや母親の健康の確保 | 48 |
| 施策2 食育等の推進 | 50 |
| 施策3 思春期保健対策の充実 | 51 |
| 施策4 小児医療の充実 | 52 |
| 基本目標Ⅲ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 | 53 |
| 施策1 次代の親の育成 | 53 |
| 施策2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 | 54 |
| 施策3 家庭や地域の教育力の向上 | 57 |
| 施策4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 | 59 |
| 基本目標Ⅳ 子育てを支援する生活環境の整備 | 60 |
| 施策1 安全な道路交通環境の整備 | 60 |
| 施策2 安全・安心なまちづくりの推進等 | 61 |
| 基本目標Ⅴ 職業生活と家庭生活との両立の推進 | 62 |
| 施策1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等 | 62 |
| 施策2 仕事と子育ての両立の推進 | 63 |
| 基本目標Ⅵ 子ども等の安全確保 | 65 |
| 施策1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 | 65 |
| 施策2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 | 66 |
| 施策3 被害にあった子どもの保護の推進 | 67 |

| | |
|--|------------|
| 基本目標Ⅶ 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進 | 68 |
| 施策1 児童虐待防止対策の充実 | 68 |
| 施策2 母子家庭等の自立支援の推進..... | 69 |
| 施策3 障害児施策の実施 | 71 |
| 第5章 子ども・子育て支援事業の展開..... | 75 |
| 1 教育・保育事業等の提供区域..... | 75 |
| 2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計 | 76 |
| (1) 推計の手順..... | 76 |
| (2) 子ども人口の推計..... | 77 |
| (3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計..... | 78 |
| 3 教育・保育の量の見込み及び確保方策..... | 79 |
| (1) 施設型事業..... | 79 |
| (2) 地域型保育事業 | 82 |
| 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保目標量 | 84 |
| (1) 相談支援事業 | 84 |
| (2) 訪問系事業..... | 86 |
| (3) 通所系事業..... | 88 |
| (4) その他事業..... | 92 |
| 5 総合的な子どもの放課後対策の推進..... | 95 |
| (1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | 95 |
| (2) 新・放課後子ども総合プランの推進 | 96 |
| 6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について..... | 97 |
| (1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方..... | 97 |
| (2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援..... | 98 |
| (3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実..... | 98 |
| (4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携..... | 98 |
| 7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に 関する事項 | 98 |
| 第6章 計画の推進・評価体制 | 101 |
| 1 計画の推進体制..... | 101 |
| 2 計画の公表及び周知 | 101 |
| 3 計画の評価と進行管理..... | 101 |

| | |
|---------------------------|-----|
| 資料編 | 105 |
| 1 幼児教育・保育の無償化について | 105 |
| （1）幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯 | 105 |
| （2）幼児教育・保育の無償化の趣旨 | 105 |
| （3）無償化の対象者・対象範囲等 | 106 |
| 2 大間町 子ども・子育て会議条例 | 108 |
| （1）設置要綱 | 108 |
| （2）委員名簿 | 110 |
| （3）会議の開催日と審議内容 | 111 |
| 3 用語解説 | 112 |

◆年号記載方法について

2019年5月の改元に伴い、本文中の年号は2020（令和2）年のように、西暦と和暦を併記しております。

なお、グラフ及び表における記載は西暦表記としております。



第1章

計画策定にあたって





第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、地域における子育て支援や教育環境の整備、子育てと仕事の両立の支援など、幅広い観点から次世代育成支援の充実を図るため2012（平成24）年8月の「子ども・子育て関連3法」を制定し、それを受けて大間町（以降「本町」という。）では「第1期大間町子ども・子育て支援事業計画」を策定、これに取り組んできました。

しかし少子化の進行に歯止めをかけるには至らず、子育てと仕事を両立できる雇用環境の整備も一定程度の改善は進みましたが、必ずしも十分ではない状況となっています。

国は、子育てを行う家庭の幼児教育の経済的負担軽減を図るため、子ども・子育て支援法の一部を改正し、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度『子育てのための施設等利用給付』を創設する等の措置を講じて「幼児教育の無償化」の制度を具体化させています（平成30年12月28日 関係閣僚合意）。

また、「子ども・子育て支援法」において「我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」こととしていることから、引き続き子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な支援内容が求められます。

また、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族をはじめ、すべての子どもに対して身近な地域において法に基づく支援や援助、保護を可能な限り行うとともに、関連する諸制度と連携しながら一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要があります。

これを踏まえて、本町では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用ニーズを含めた利用希望を見直した上で、「大間町子ども・子育て会議」における議論を通して、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等の保育の受け皿の拡大と保育の質の確保及び提供体制の充実を盛り込んだ「第2期大間町子ども・子育て支援事業計画」（以降「本計画」という。）を策定し、この本計画をもとに、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めたすべての子どもに対し、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することとします。

2 計画の位置づけ

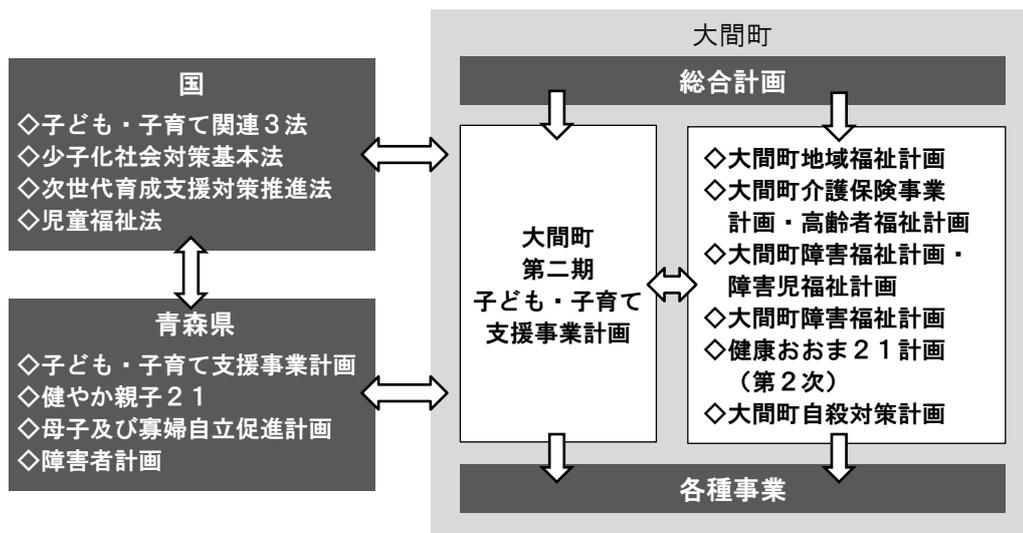
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

また、2014（平成26）年4月に改正次世代育成支援対策推進法が成立し法の有効期限が10年間延長されたため、これまで町が取り組んできた次世代育成支援行動計画も踏まえながら、子ども・子育て支援に係る様々な分野の施策を総合的・一体的に進めるため、既存計画との整合性を図って推進していきます。

3 他計画との関係

本計画を策定するにあたっては、上位計画である「大間町総合計画」のもと、関連する「大間町地域福祉計画」「大間町教育振興計画」「大間町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「大間町障害者計画・障害福祉計画」「大間町健康増進計画（健康おおま21）」「大間町母子保健計画」「大間町男女共同参画計画」との整合性を図るよう努めました。

■ 他計画との連携





4 計画期間

本計画の期間は、法に基づき2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とし、2019（令和元）年度に策定しました。

■ 計画期間

| 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|---------------------|--------|--------|--------|--------|
| 大間町子ども・子育て支援事業計画(第1期) | | | | | | | | | |
| | | | | | 大間町第2期子ども・子育て支援事業計画 | | | | |

5 制度改正等のポイント

(1) 子ども・子育て支援法の改正

2018（平成30）年4月1日施行の「子ども・子育て支援法一部改正」により、保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講じました。

2019（令和元）年5月10日には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことにより、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度の創設等の措置を講じることとなりました。

① 幼児教育・保育の無償化

2019（令和元）年10月より、3歳から5歳までのすべての子どもに加えて0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、幼稚園・保育所・認定こども園や認可外施設においても費用の無償化を実施すること。

② 放課後児童クラブの受け皿拡大

女性の就業率の上昇等による共働き家庭の「小1の壁」「待機児童」解消を目指した新たな目標に向け、放課後児童クラブのさらなる受け皿拡大などの事業整備を行うとともに、子どもの自主性、社会性のより一層の向上を図りながら子どもの健全な育成を目的とする放課後児童クラブの役割を徹底すること。

③ 広域調整の促進による待機児童の解消

待機児童の解消に向けた対策として、市町村間で利用者を広域調整するために都道府県が協議会の設置のまとめ役となり、関係する市町村や保育事業者が参加しながら広域での待機児童解消を目指すこと。

(2) 基本指針の改正に係る留意事項

制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の4点が追加されました。

① 幼児教育アドバイザーの配置・確保

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。

② 幼稚園や保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望への対応

幼稚園の利用希望または保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は適切に量を見込み、確保の内容についても公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。

③ 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴って外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。

④ 地域子ども・子育て支援事業の見込量等

- ・子育て短期支援事業の量の見込みは、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど適切な補正を行うこと。
- ・利用者支援事業の見込みは、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。
- ・放課後児童健全育成事業の見込みは、可能な限り学年ごとに量の見込みを算出すること。

(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

2016（平成28）年6月の改正によって、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策強化を図るため、母子健康包括支援センターの設置、市町村や児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を講じることとなりました。また、2018（平成30）年7月に示された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、すべての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指すこととなりました。



6 計画の策定体制と住民意見の反映

学識経験者、関係団体代表などから構成される「大間町子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に向けて事業のあり方や事業ニーズ量などの必要な項目について審議を行い、その結果を計画書に反映しました。

また、本町の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、2018（平成30）年11月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行い、調査結果から得られた子育ての現状や今後子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。計画書（最終案）ができた段階においてパブリックコメントを行い、町民からの計画に対する意見等を精査しながら必要に応じて計画書に反映するなど、町民意見の反映に努めました。

7 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策の検討については、町民の必要なニーズ量が確保できるよう庁内の関係部署が近隣市町村間と協議・調整を進めていく上で、必要に応じて県が広域調整を行うこととなっていることから、県と恒常的な情報交換や必要な支援を受けるなどの連携を図りました。これにより、近隣市町村と協議・調整を図り、子ども・子育て支援事業の提供量の確保策について相互に連携し、環境の整備を行いました。

子ども・子育て支援の実施にあたっては、町民が希望するサービスを利用できるよう、地域の資源を有効に活用し、地域の実情に応じた市町村域を超えたサービスの利用や、個々のサービスの特性に留意する必要があるため、近隣市町村や保育事業者等との連携と協働に努めました。



第2章

子ども・子育て支援の現状と課題



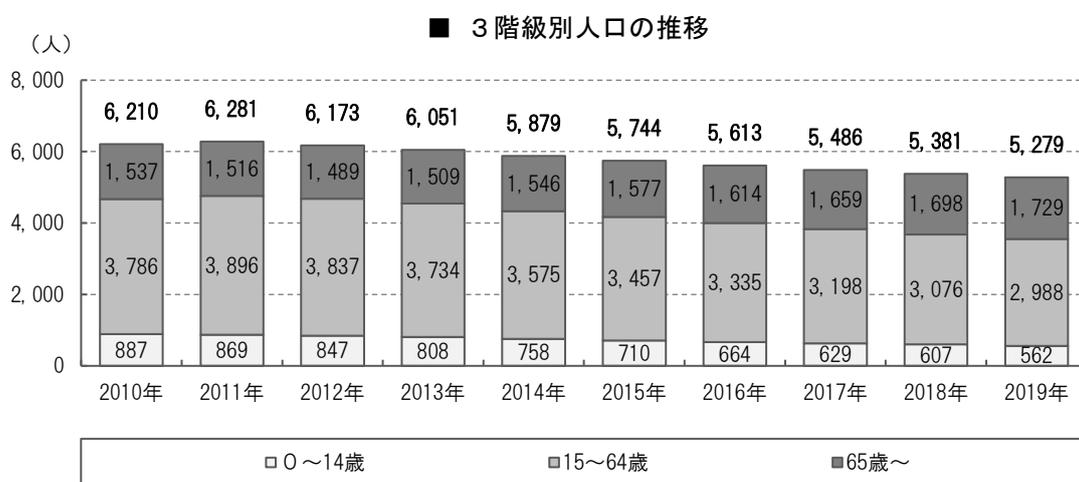


第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

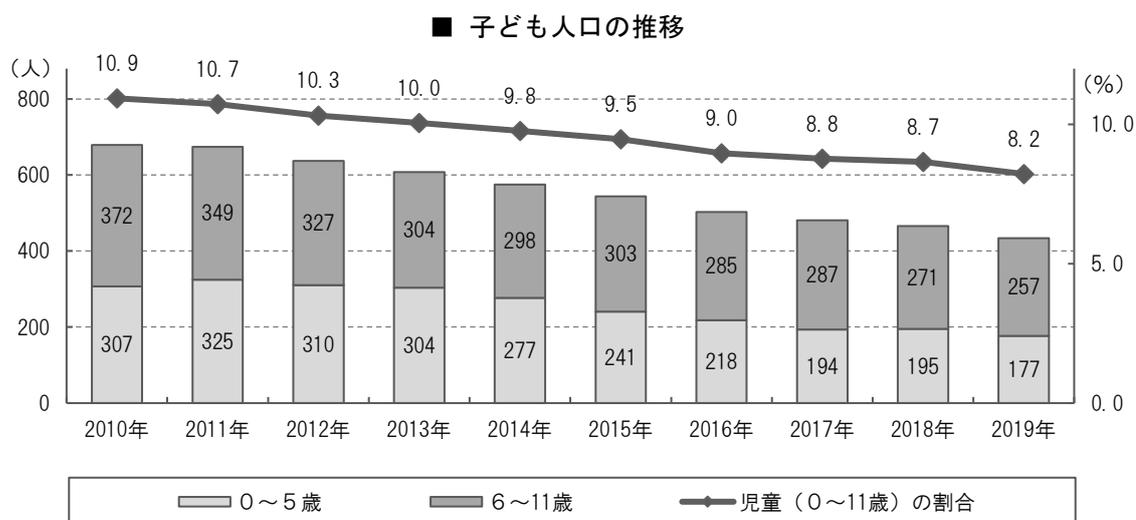
1 本町における人口と子ども人口の状況

(1) 人口と子ども人口の推移

2010（平成22）年以降の人口の推移をみると、2011（平成23）年にやや総人口は増えているものの、2012（平成24）年以降は総人口、生産年齢人口・年少人口（64歳以下）ともに年々減少しています。一方、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあります。



子ども人口（就学前児童及び小学生）は、2010（平成22）年以降減少傾向であることから、総人口に対する児童（0～11歳）の割合は徐々に低下しています。

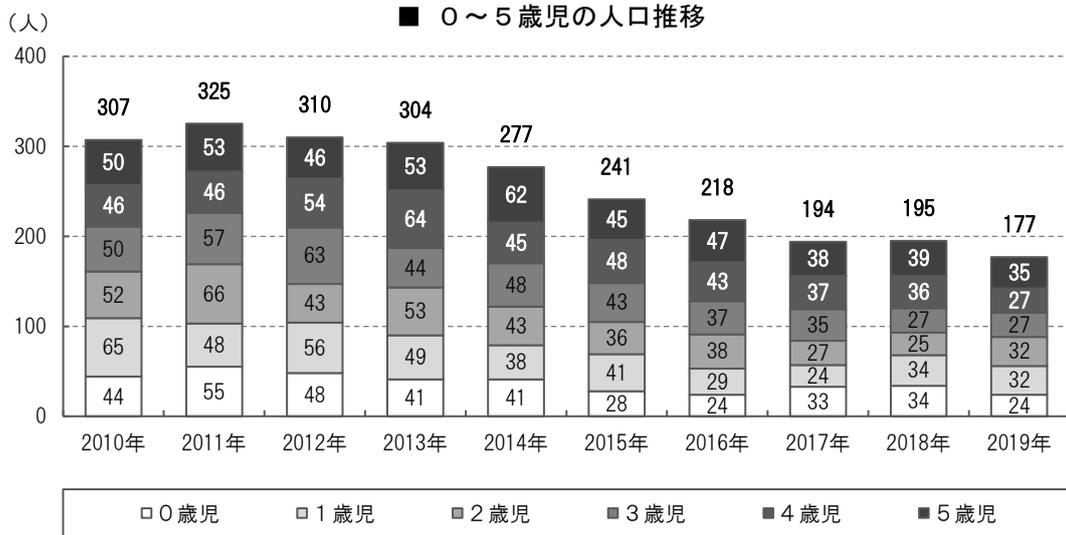


※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

さらに就学前児童（0～5歳）の1歳階級別人口推移をみると、2011（平成23）年から2019（平成31）年にかけて各年齢とも3～5割減少しています。

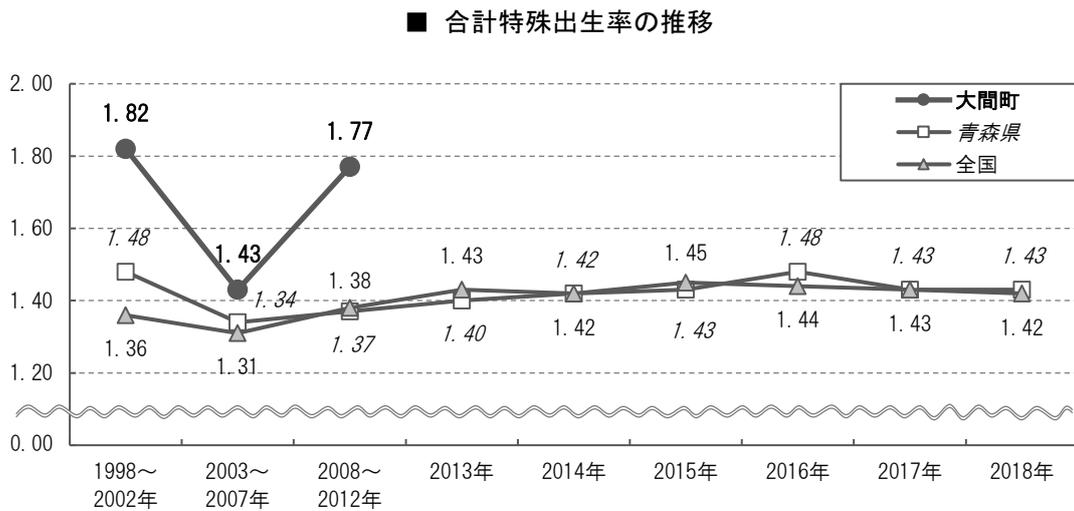
また、0歳児は増減を繰り返しながら2015（平成27）年以降は20～30人台と減少しています。このように0歳児人口・生産年齢人口（15～64歳）がともに減少していることから今後も児童数の減少は続くものと見込まれます。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

（2）合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、全国・県ともに2013（平成25）年以降は1.4台で推移し、横ばいの状況です。



資料：厚労省 人口動態保健所・市区町村別統計

※2013(平成25)年以降については町の数値は公表されていません

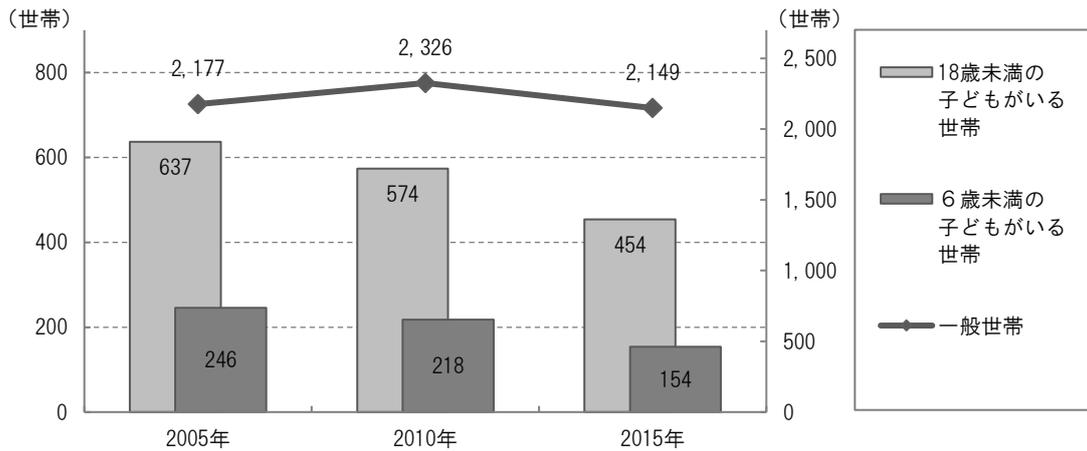


2 子育て世帯の状況

(1) 子育て世帯の推移

2005（平成17）年から2015（平成27）年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯は増減があるものの横ばい傾向、一方、6歳未満の子どもがいる世帯、18歳未満子どもがいる世帯はともに減少しています。

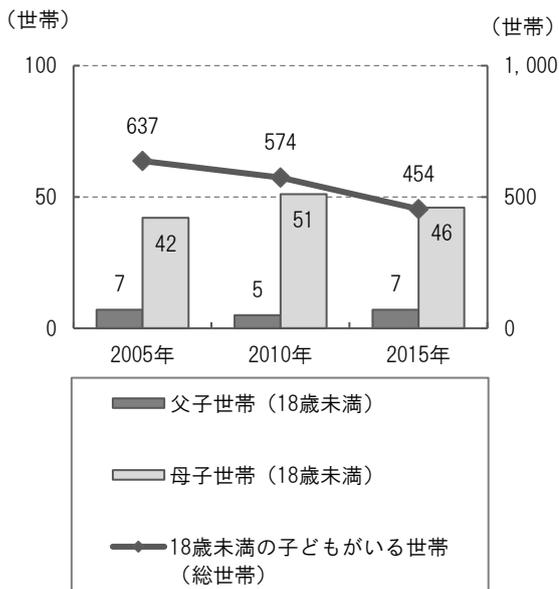
■ 子育て世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の推移



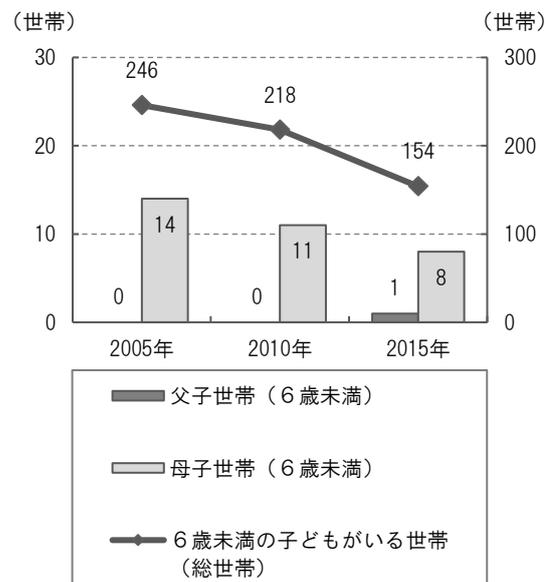
資料：国勢調査

また、18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移をみると、父子世帯は横ばい状況、母子世帯は増減はあるものの、やや増加傾向となっています。6歳未満の子どもがいるひとり親世帯では、母子世帯は減少傾向にあり、父子世帯は2015（平成27）年では1世帯のみとなっています。

■ 18歳未満の親族がいるひとり親世帯の推移



■ 6歳未満の親族がいるひとり親世帯の推移



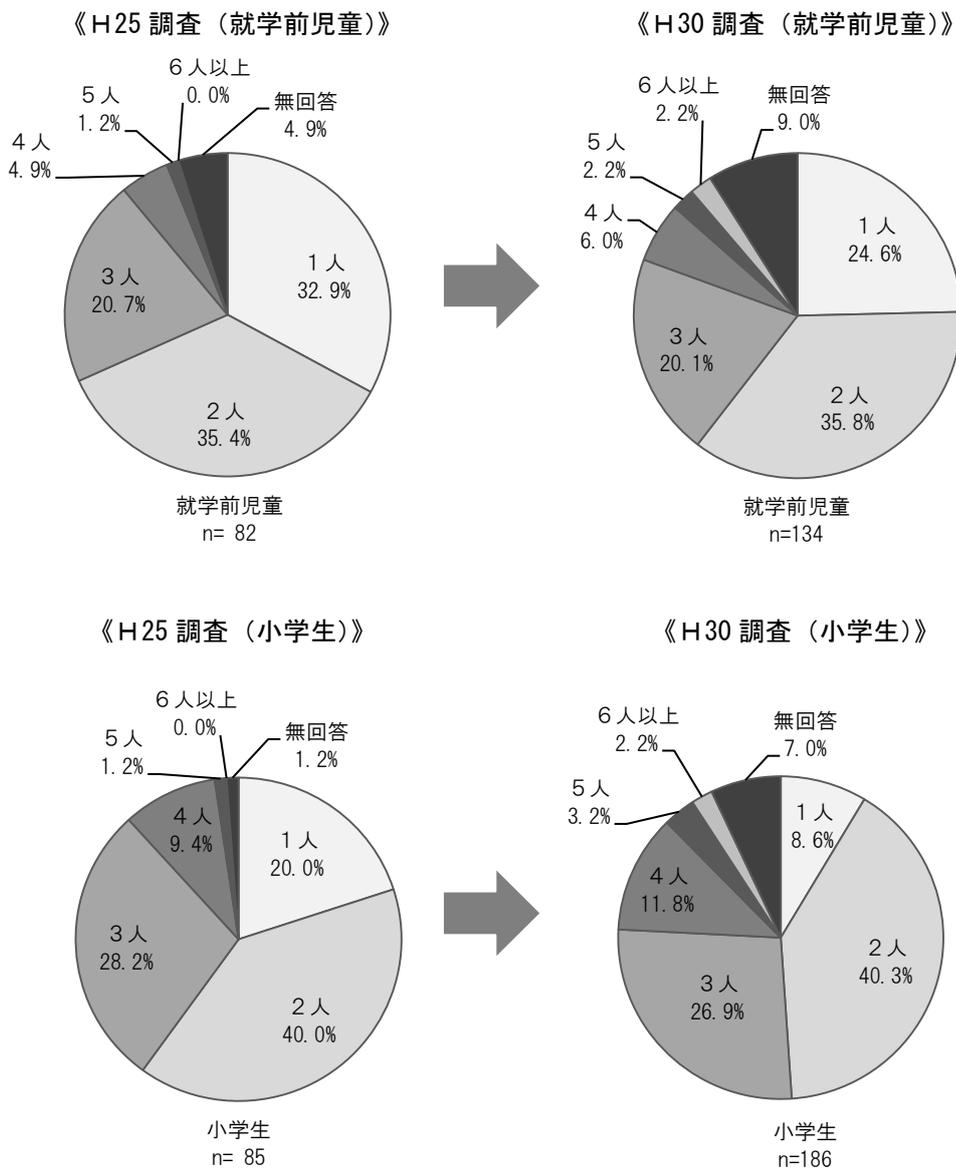
資料：国勢調査

(2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者の状況

調査結果から子育て世帯の子どもの人数をみると、就学前児童の世帯では「2人」、「1人」、「3人」の順、小学生の世帯では「2人」、「3人」、「1人」の順となり、「2人」以上の世帯の割合は、就学前児童で66.3%、小学生で84.4%と小学生の世帯が18.1ポイント高くなっています。

前回調査(H25)と比較すると、子どもが「3人」以上の世帯が就学前児童で3.7ポイント、小学生で5.3ポイント高くなり、多子世帯が増えている状況がうかがえます。

■ 子育て世帯の子ども人数

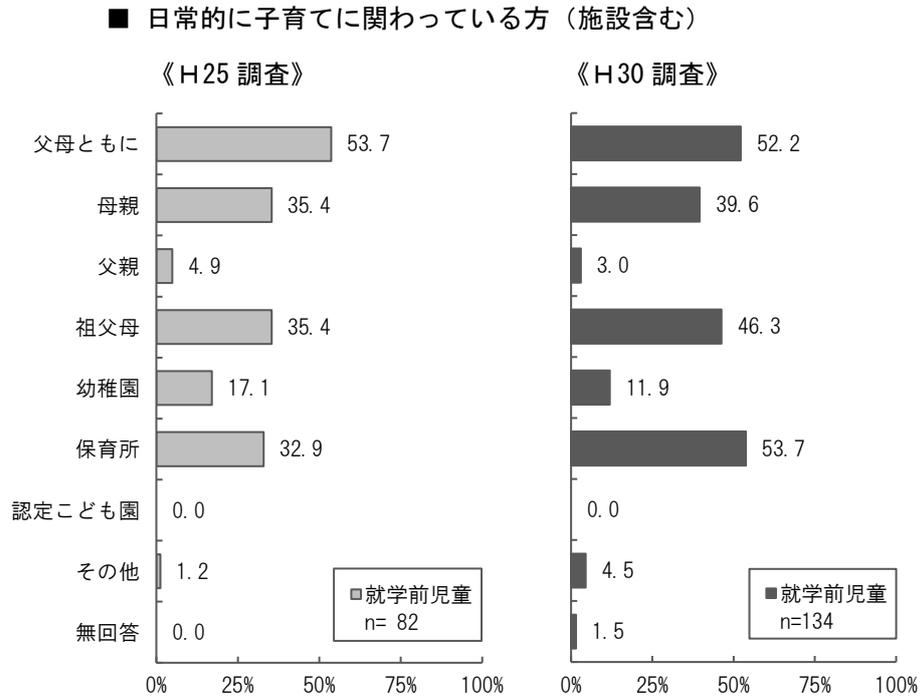


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

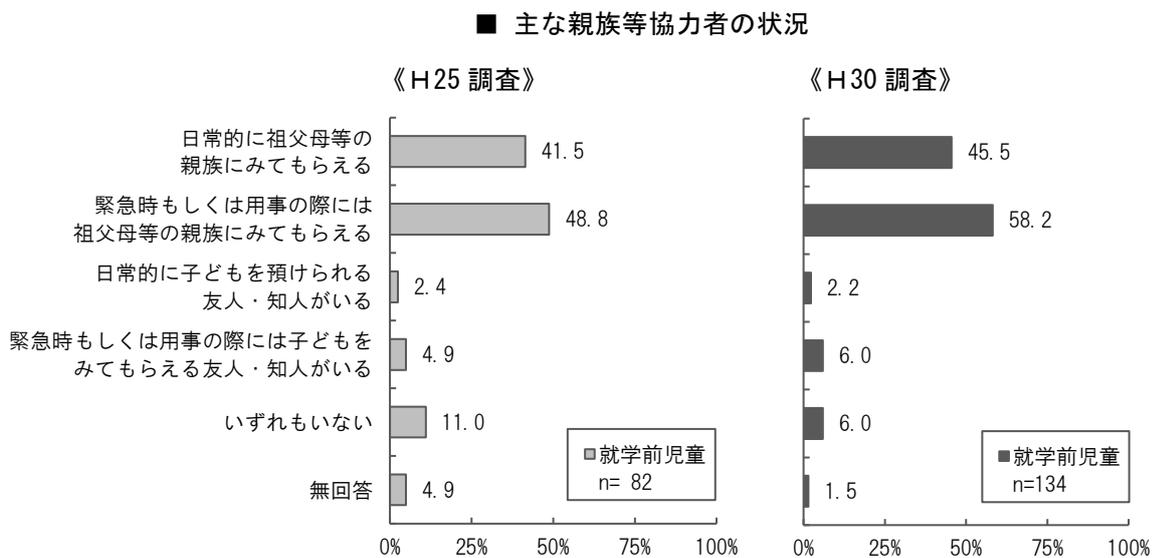


就学前児童の世帯で日常的に子育てに関わっている方（施設含む）をみると、「保育所」（53.7%）の割合が最も高く、次いで「父母ともに」（52.2%）、「祖父母」（46.3%）となっています。

前回調査（H25）と比較すると、「保育所」は20.8ポイント^{ポイント}高くなっているものの、それ以外では大きな変化はない状況です。



主な親族等協力者が「いずれもない」と回答した割合は、前回調査（H25）の11.0%から今回調査（H30）は6.0%と5.0ポイント^{ポイント}低くなっています。

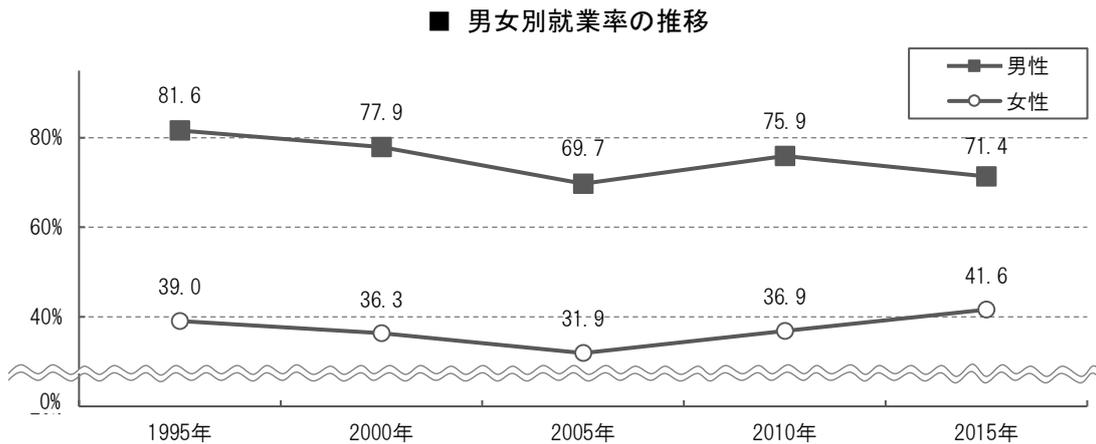


3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況

(1) 本町の就業率

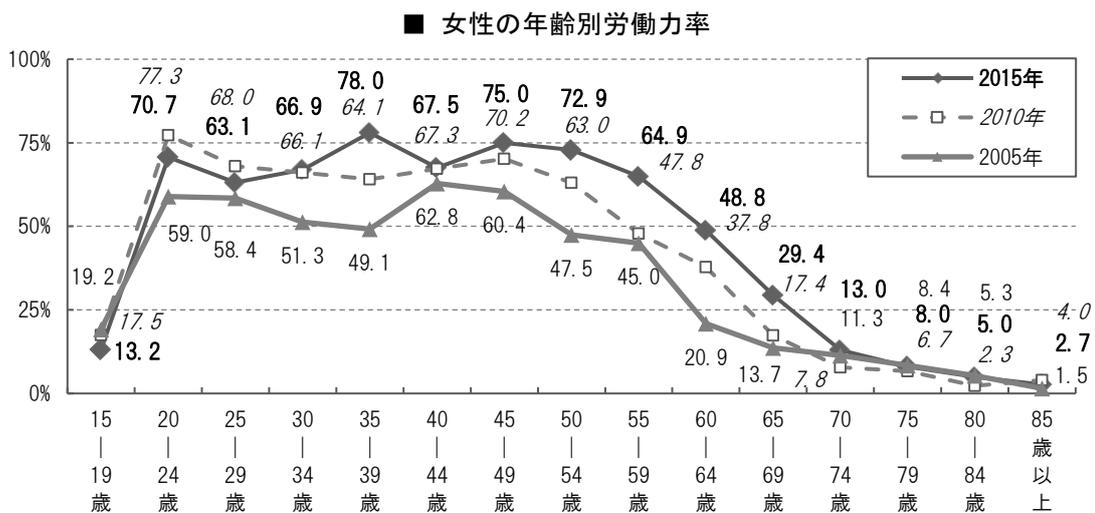
本町の15歳以上の就業率をみると、男女とも2005（平成17）年まで低下した後、2010（平成22）年には上昇しています。

また、女性の就業率は2015（平成27）年には41.6%となり、2005（平成17）年と比較すると9.7^{ポイント}上昇しています。



資料：国勢調査

2005（平成17）年の女性の年齢別労働力率は、20～24歳と40～44歳、2010（平成22）年は20～24歳と45～49歳をダブルピークとするM字カーブを描いています。しかし、2015（平成27）年は20～24歳、35～39歳、45～49歳にピークがあり、従来のM字カーブを描いていないことから、結婚時期や子どもの育児（子育て）期間の就業状況が多様化していることがうかがえます。



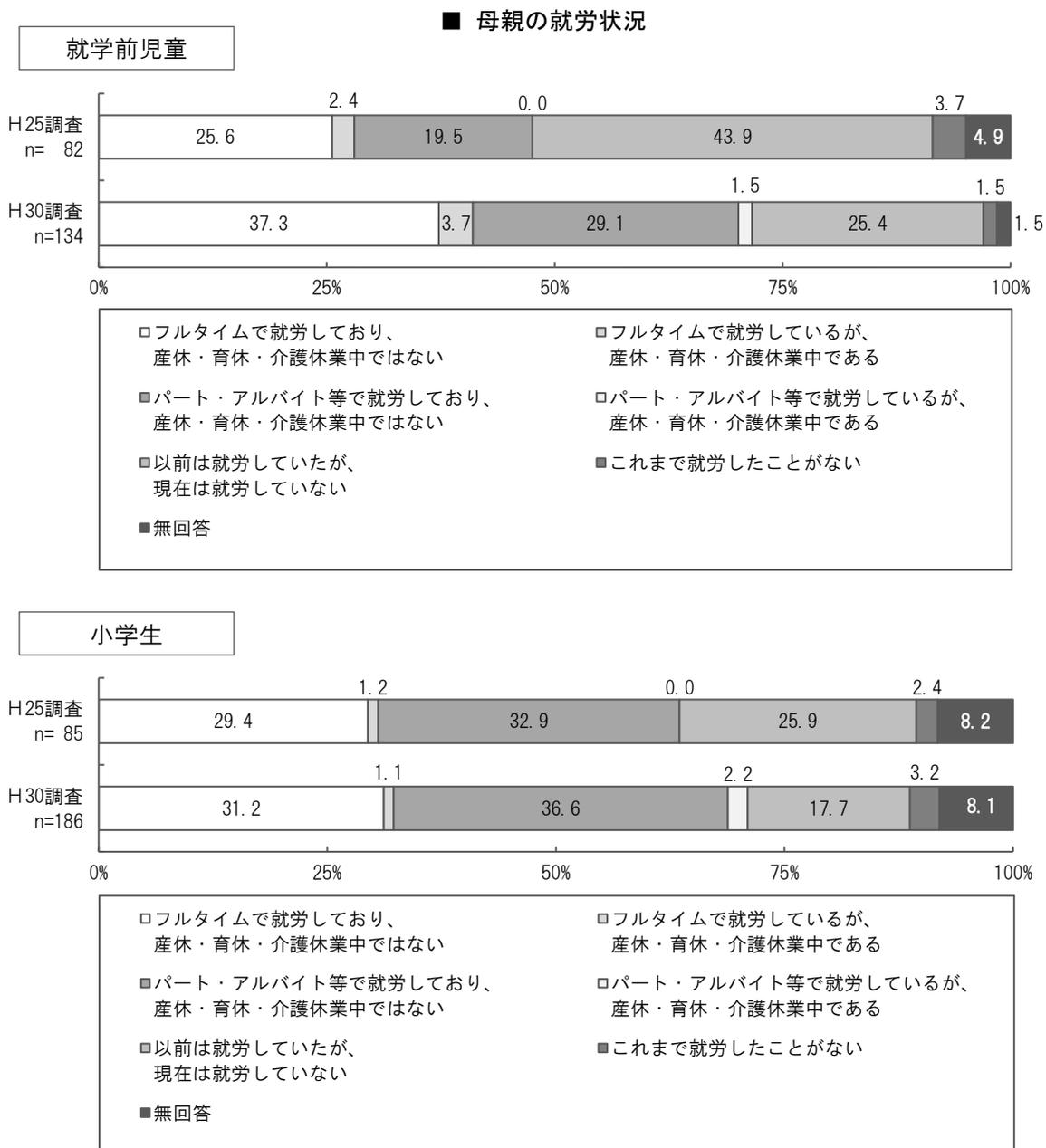
資料：国勢調査



(2) 母親の就労状況

母親の就労状況を見ると、「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在就労している方は、就学前児童で71.6%、小学生で71.1%となっています。そのうち産休・育休・介護休業を取得中の方は、就学前児童で5.2%、小学生では3.3%となっています。

前回調査(H25)と比較すると、就労している母親の割合は、就学前児童では24.1^{ポイント}、小学生では7.6^{ポイント}高くなっています。また、産休・育休・介護休業を取得中の母親の割合も就学前児童では2.8^{ポイント}、小学生では2.1^{ポイント}高くなっています。



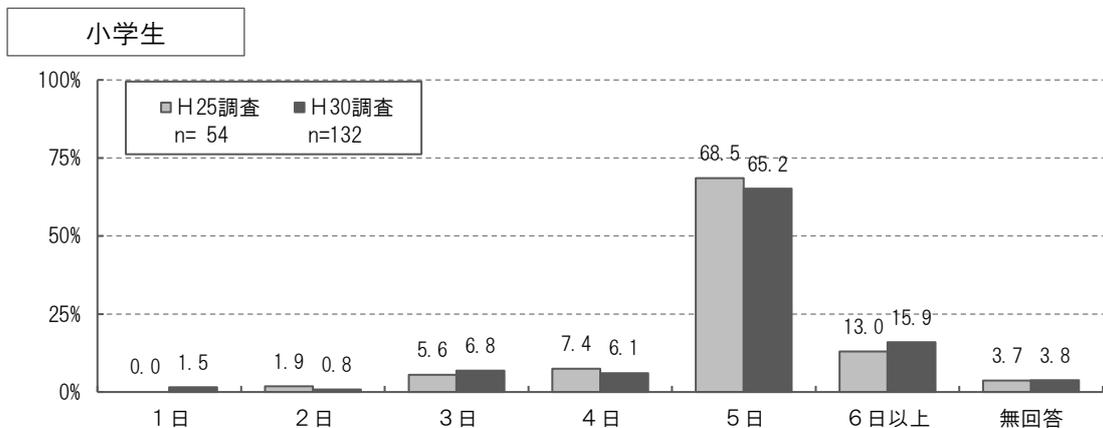
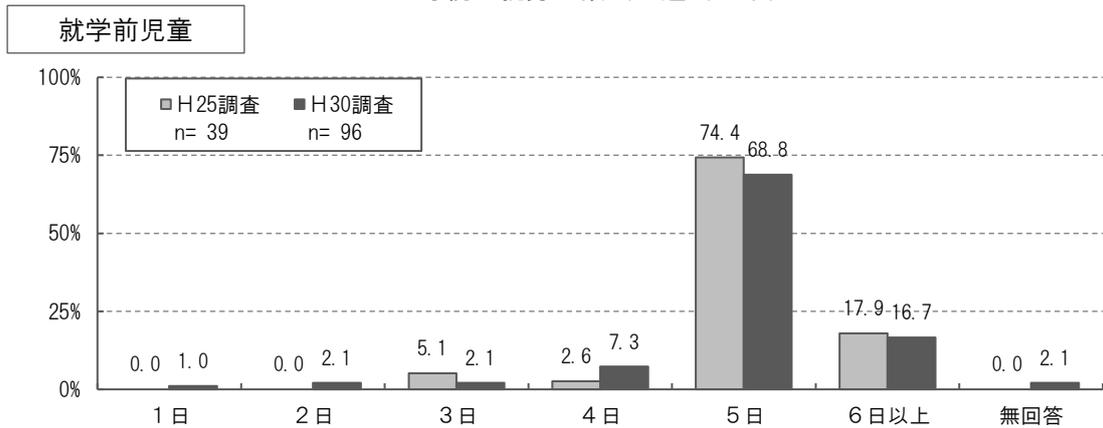
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



母親の1週当たりの就労日数をみると、就学前児童・小学生ともに「5日」(68.8%・65.2%)の割合が最も高くなっています。

前回調査(H25)と比較すると、就学前児童では週に「4日」働いている母親の割合はやや高くなっているものの、「5日」「6日以上」では低くなっています。一方、小学生では週に「5日」働いている母親の割合は低くなっているものの、「6日以上」では2.9ポイント高くなっているため、土曜日の放課後児童クラブ(学童保育)の利用ニーズがうかがえます。

■ 母親の就労日数(1週当たり)



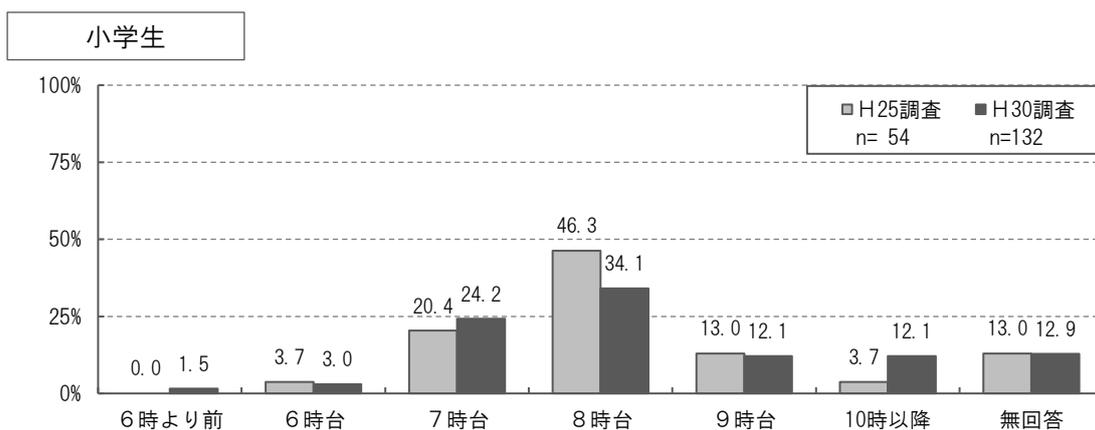
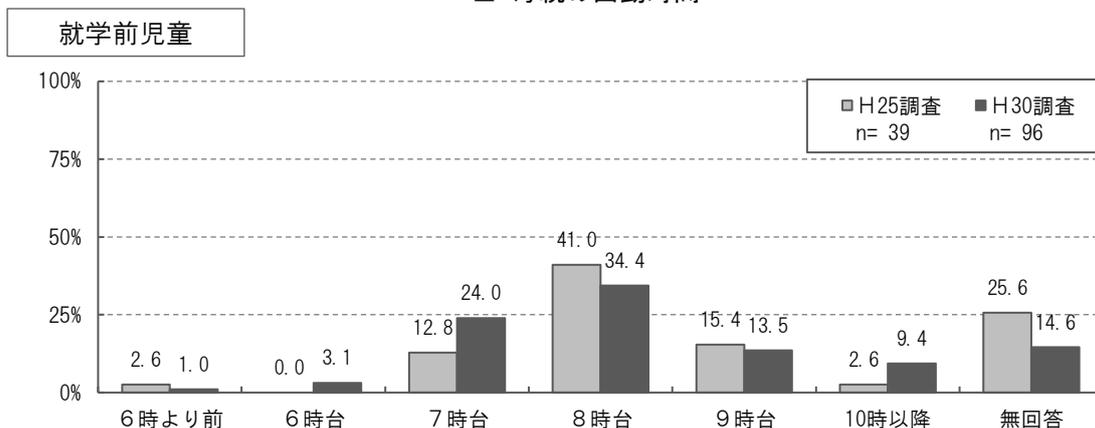
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



母親の出勤時間は、就学前児童・小学生ともに「8時台」（34.4%・34.1%）の割合が最も高く、次いで「7時台」（24.0%・24.2%）となっています。

前回調査（H25）と比較すると、就学前児童・小学生ともに「7時台」に出勤する母親の割合が高くなっています。

■ 母親の出勤時間

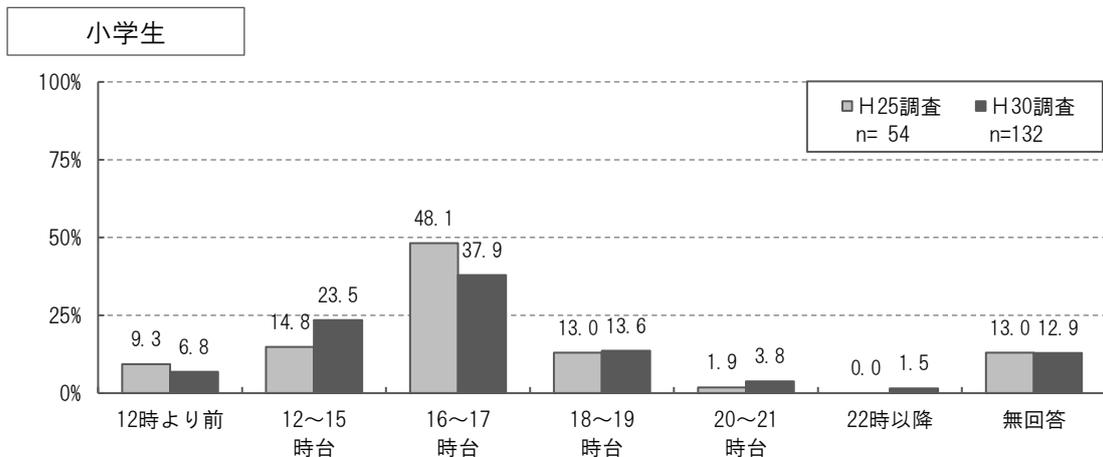
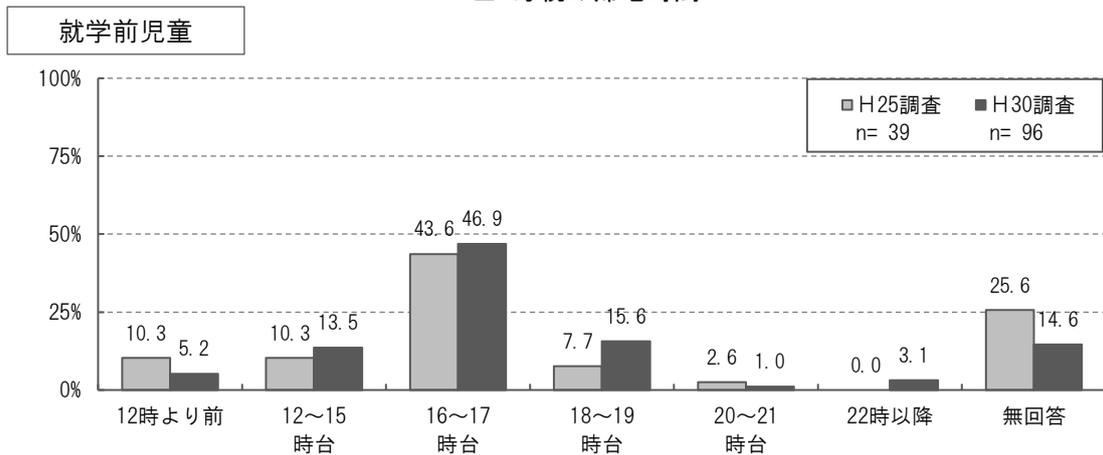


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の帰宅時間は、就学前児童・小学生ともに「16～17時台」(46.9%・37.9%)、の割合が最も高くなっています。

前回調査(H25)と比較すると、「16～17時台」の帰宅は、就学前児童ではやや高くなっているものの、小学生では10.2ポイント低くなっています。また、「18～19時台」の帰宅は、就学前児童では7.9ポイント高く、小学生はほぼ横ばいの状況です。

■ 母親の帰宅時間



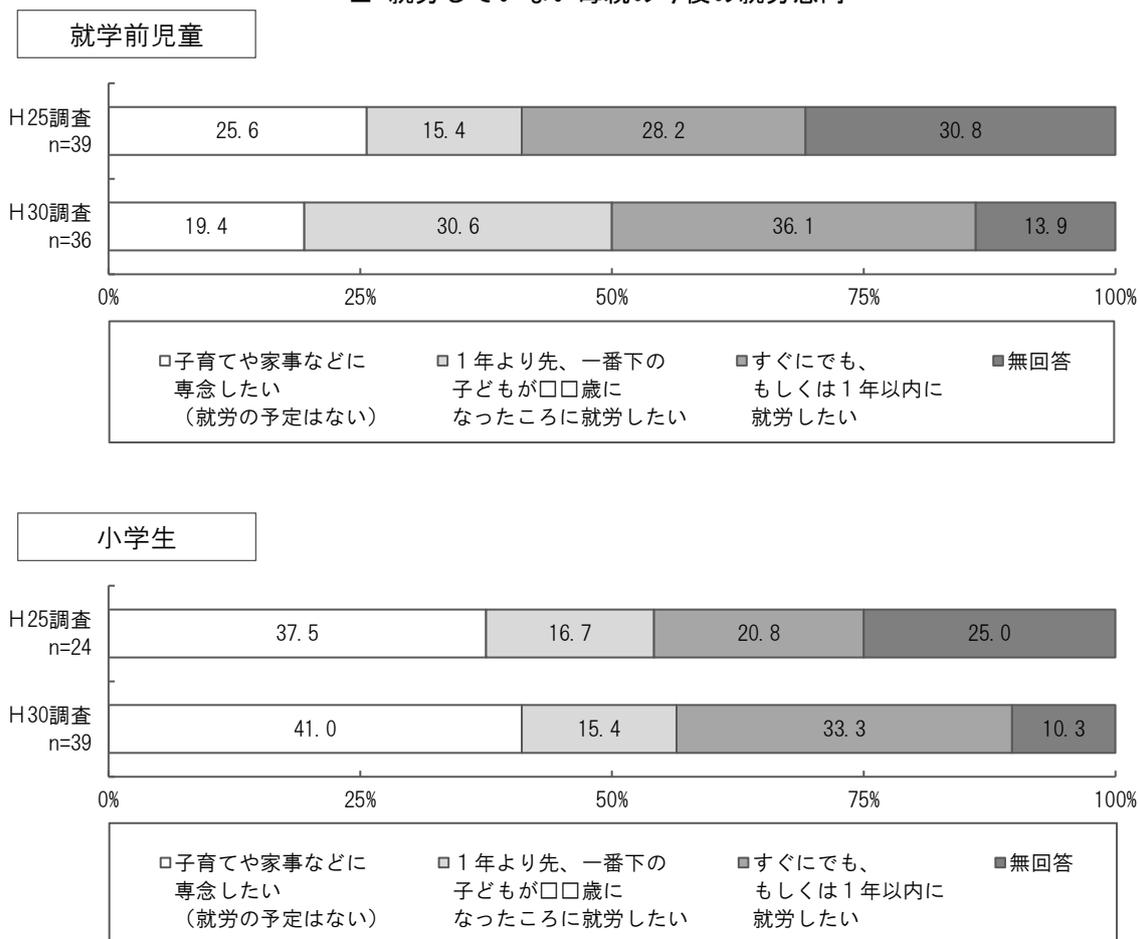
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、就学前児童では「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」（36.1%）、小学生では「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」（41.0%）の割合が最も高くなっています。

前回調査（H25）と比較すると、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」母親の割合は就学前児童では7.9ポイント、小学生では12.5ポイント高くなっています。

■ 就労していない母親の今後の就労意向



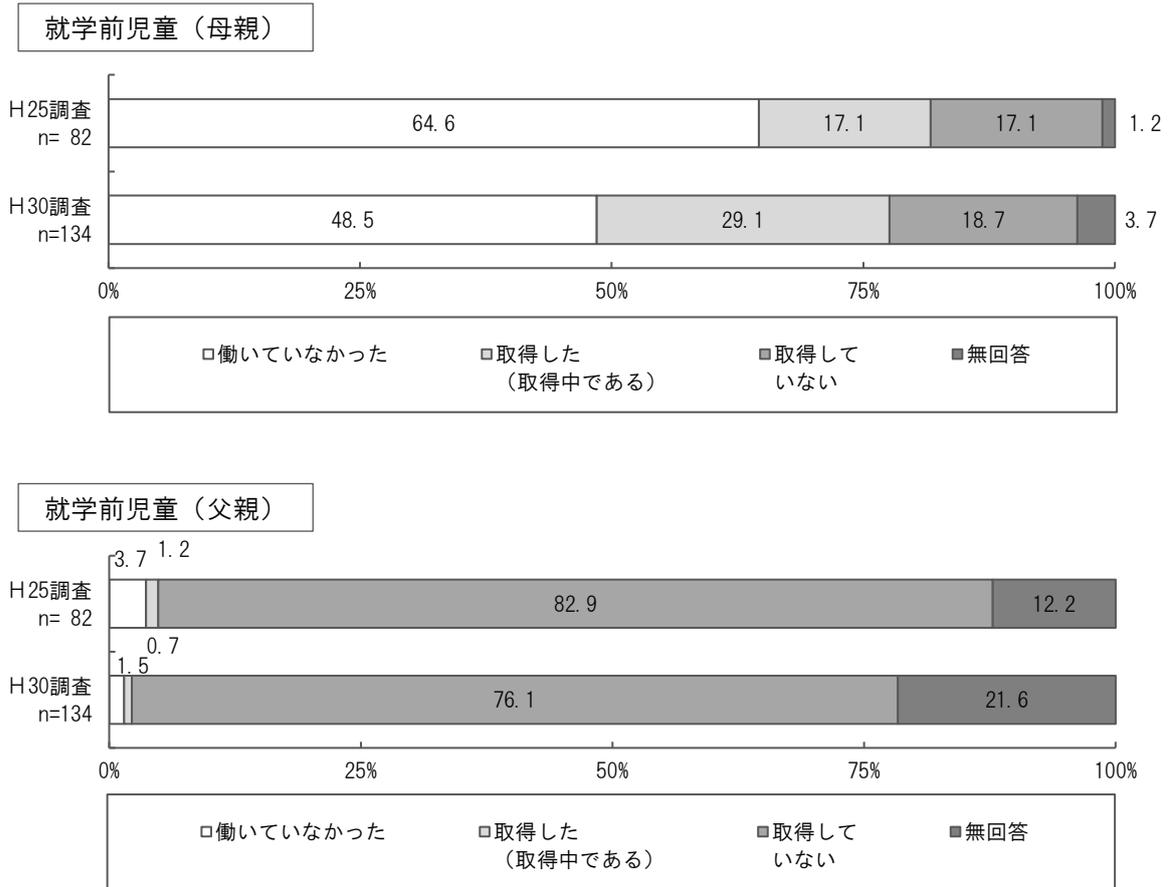
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

(3) 育児休業制度利用の状況

育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」母親は29.1%、一方、父親は0.7%となっています。

前回調査（H25）と比較すると、「取得した（取得中である）」母親は12.0^{ポイント}高くなり、一方父親は0.5^{ポイント}低くなっています。

■ 育児休業制度の利用状況



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

【資料】

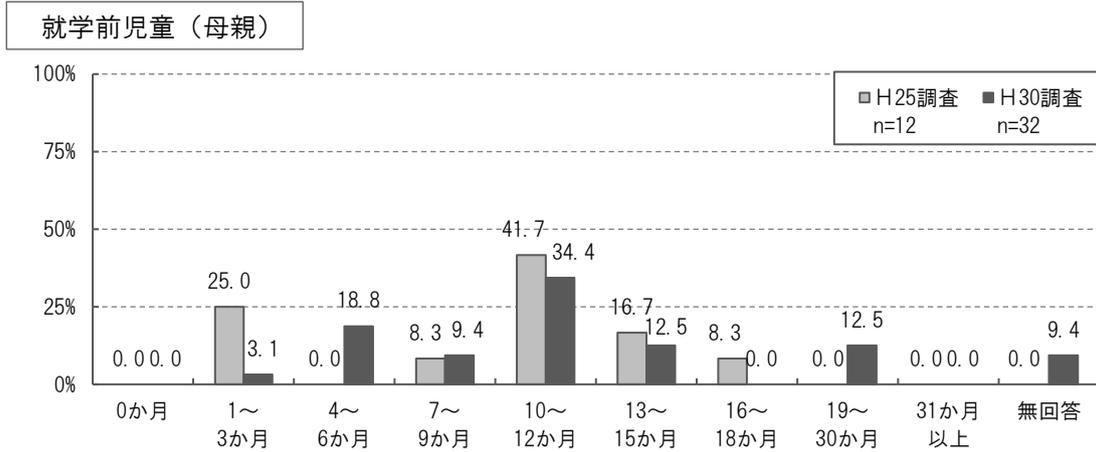
| | H25 調査 | | H30 調査 | |
|------------------------------------|--------|------|--------|------|
| | 母親 | 父親 | 母親 | 父親 |
| 取得した(取得中である)と回答した人数 | 14人 | 1人 | 39人 | 1人 |
| 就労者(「働いていなかった」の回答者を除く)における育児休業取得割合 | 48.3% | 1.3% | 56.5% | 0.8% |



母親が育児休業から復帰したときの子どもの月齢をみると、「10～12か月」（34.4％）の割合が最も高く、次いで「4～6か月」（18.8％）となっています。

前回調査（H25）と比較すると、「19～30か月」は前回調査（H25）時0.0％だったのに対し、今回調査（H30）では12.5％となっていることから、長期取得が可能になってきている現状がうかがえます。

■ 育児休業から復帰したときの子どもの月齢

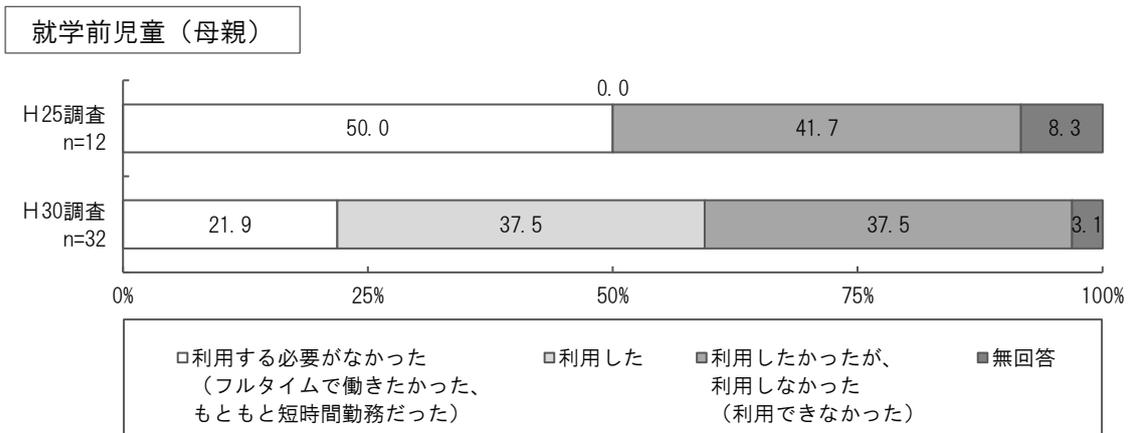


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況をみると、「利用した」母親は37.5％となっています。

前回調査（H25）と比較すると、前回「利用した」母親の割合は0.0％だったのに対し、今回は約4割が利用していることから、環境の改善がうかがえます。

■ 職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

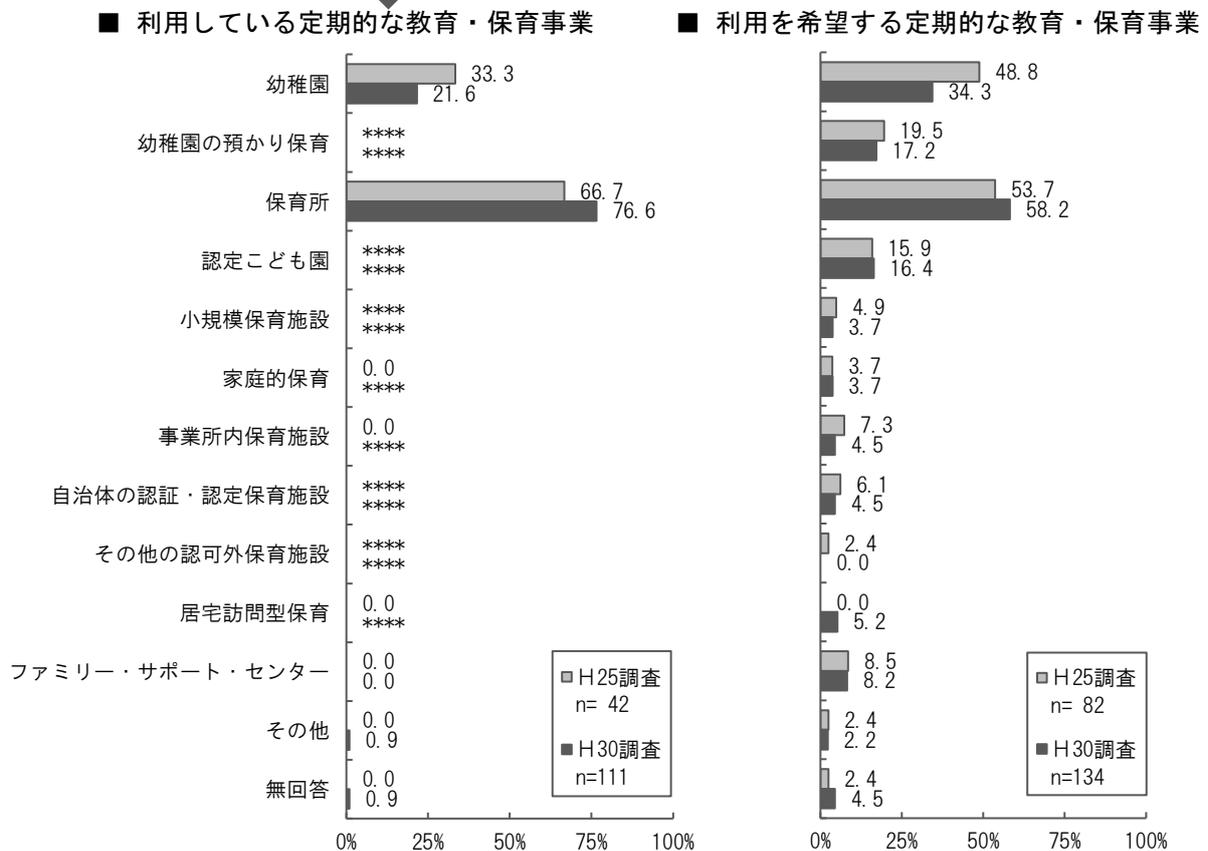
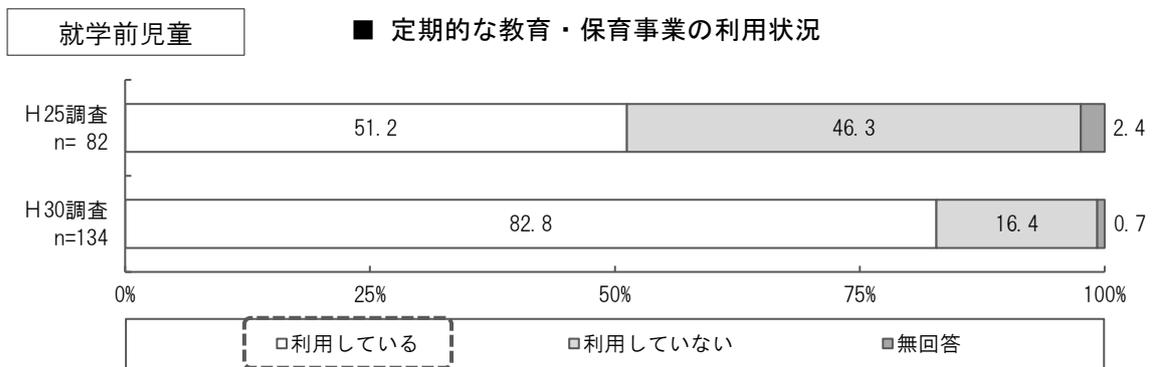
4 子育て支援事業の利用状況

(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業を「利用している」就学前児童は82.8%となっています。利用している教育・保育事業は、76.6%が「保育所」となっています。

利用を希望する定期的な教育・保育事業は、「保育所」が58.2%、「幼稚園」が34.3%となり、また、本町で実施のない「幼稚園の預かり保育」（17.2%）、「認定こども園」（16.4%）でも1割以上の希望があります。

前回調査（H25）と比較すると、定期的な教育・保育事業の利用割合は31.6ポイント高くなっています。また、「幼稚園」の利用割合は11.7ポイント低くなっています。

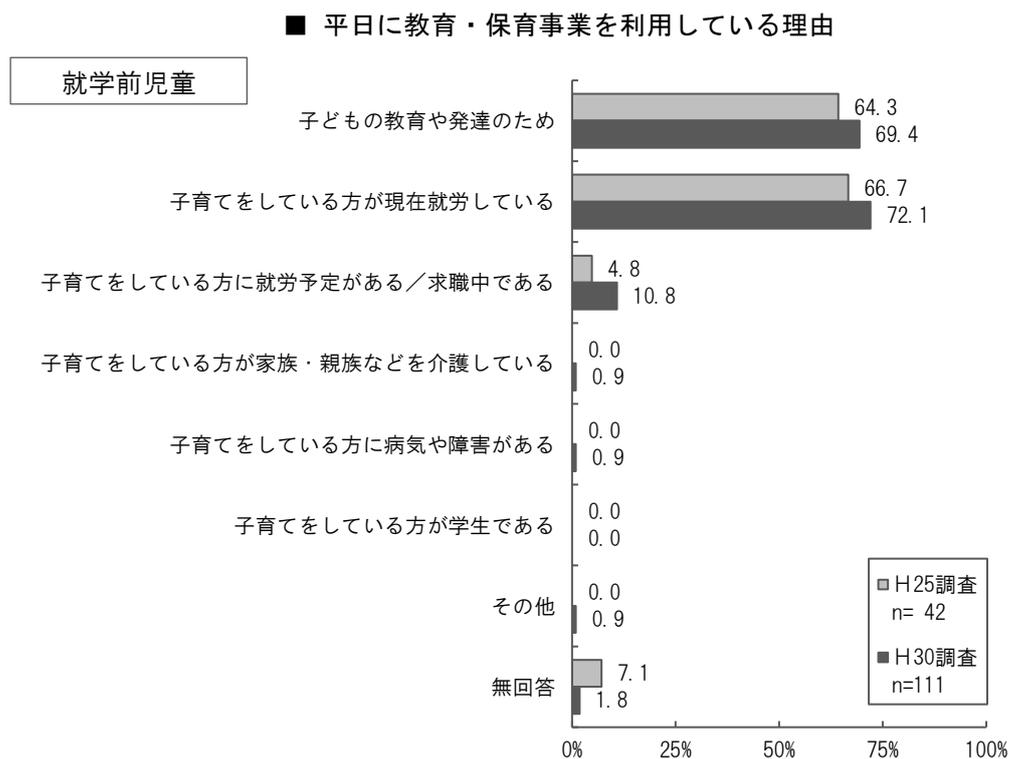




(2) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由

平日に教育・保育事業を利用している理由は、「子育てをしている方が現在就労している」(72.1%)の割合が最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」(69.4%)となっています。

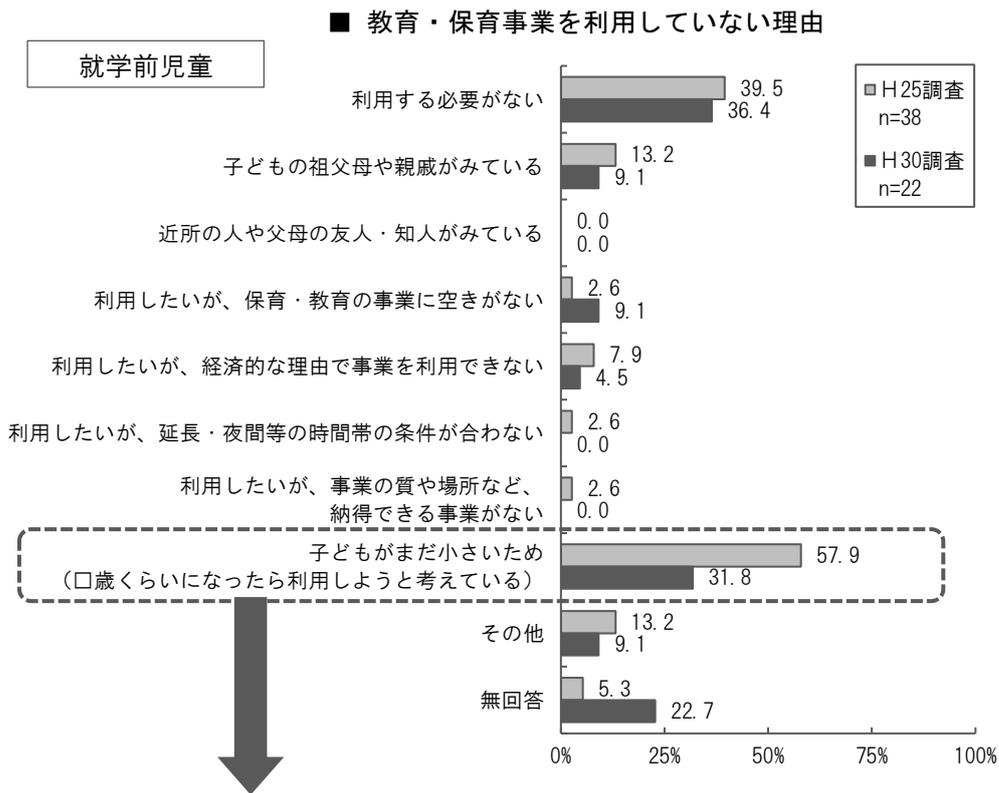
前回調査(H25)と比較すると、「子育てをしている方が現在就労している」の割合は、5.4^{ポイント}高くなっています。



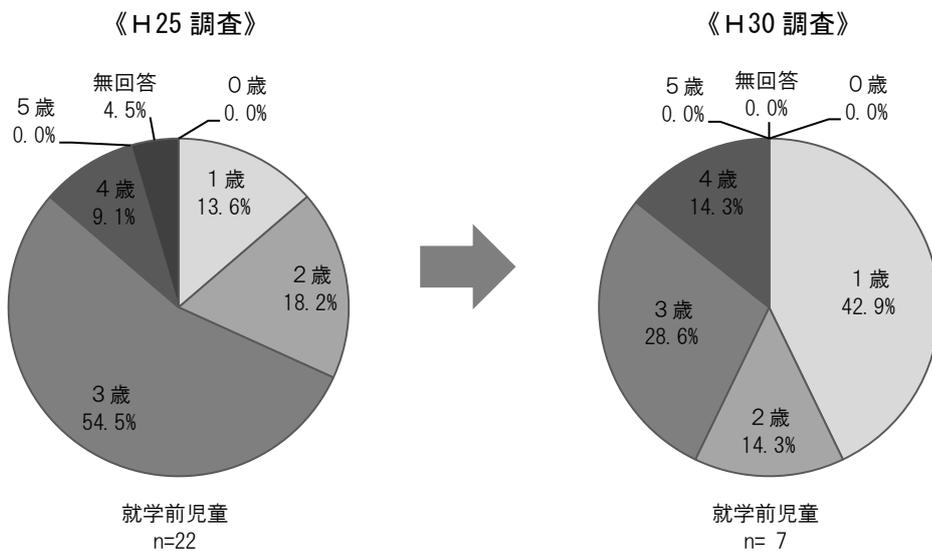
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

利用していない理由は、「利用する必要がない」（36.4%）、「子どもがまだ小さいため」（31.8%）の割合が高くなっています。また、「子どもがまだ小さいため」と回答した方のうち42.9%は、「1歳」での利用を希望しています。

前回調査（H25）と比較すると、「子どもがまだ小さいため」と回答した方は26.1ポイント低くなっています。また、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」では6.5ポイント高くなっています。



■ 利用を希望する子どもの年齢



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



5 施策の進捗評価

現行計画「大間町子ども・子育て支援事業計画」（第1期）は、町が設定した基本理念の実現に向けて、7つの基本目標による施策体系が構成されているため、施策評価では基本目標ごとに施策別の取り組み事業の進捗状況を分析し、評価結果を取りまとめました。

7つの基本目標と23施策並びに193事業により構成された現行計画の進捗評価は、「目標を達成」が31事業（16.1%）、「推進できた」が8事業（4.1%）、「実施中である」が82事業（42.5%）、「実施したが見直しが必要」21事業（10.9%）、「未実施」が51事業（26.4%）という進捗評価となりました。

■ 第1期計画における施策の進捗評価

| 施策名 | 事業数 | 目標達成 | 推進できた | 推進中である | 見直しが必要 | 未実施 |
|--------------------------------|-----|------|-------|--------|--------|-----|
| 計画全体 | 193 | 31 | 8 | 82 | 21 | 51 |
| 基本目標Ⅰ 地域における子育ての支援 | 52 | 6 | 1 | 17 | 10 | 18 |
| (1) 地域における子育て支援サービスの充実 | 12 | 0 | 1 | 5 | 2 | 4 |
| (2) 保育サービスの充実 | 7 | 4 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| (3) 子育て支援のネットワークづくり | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| (4) 児童の健全育成 | 30 | 2 | 0 | 11 | 6 | 11 |
| (5) その他 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 基本目標Ⅱ 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進 | 30 | 15 | 6 | 5 | 1 | 3 |
| (1) 子どもや母親の健康の確保 | 16 | 10 | 4 | 1 | 0 | 1 |
| (2) 食育等の推進 | 8 | 4 | 2 | 1 | 1 | 0 |
| (3) 思春期の保健対策の充実 | 6 | 1 | 0 | 3 | 0 | 2 |
| (4) 小児医療の充実 | 0 | - | - | - | - | - |
| 基本目標Ⅲ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 | 46 | 0 | 0 | 27 | 8 | 11 |
| (1) 次代の親の育成 | 6 | 0 | 0 | 3 | 2 | 1 |
| (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 | 22 | 0 | 0 | 17 | 2 | 3 |
| 1) 確かな学力の向上 | 5 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 |
| 2) 豊かな心の育成 | 4 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 |
| 3) 健やかな体の育成 | 6 | 0 | 0 | 4 | 2 | 0 |
| 4) 信頼される学校づくり | 4 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| 5) 幼児教育の充実 | 3 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 |
| (3) 家庭や地域の教育力の向上 | 10 | 0 | 0 | 4 | 1 | 5 |
| 1) 家庭教育の支援の充実 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 2) 地域の教育力の向上 | 8 | 0 | 0 | 3 | 1 | 4 |
| (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 | 8 | 0 | 0 | 3 | 3 | 2 |

| 施策名 | 事業数 | 目標達成 | 推進できた | 推進中である | 見直しが必要 | 未実施 |
|-------------------------------|-----|------|-------|--------|--------|-----|
| 基本目標Ⅳ 子育てを支援する生活環境の整備 | 3 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 |
| (1)安全な道路交通環境の整備 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| (2)安全・安心なまちづくりの推進等 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| 基本目標Ⅴ 職業生活と家庭生活との両立の推進 | 24 | 2 | 0 | 8 | 1 | 13 |
| (1)多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等 | 10 | 0 | 0 | 7 | 0 | 3 |
| (2)仕事と子育ての両立の推進 | 14 | 2 | 0 | 1 | 1 | 10 |
| 基本目標Ⅵ 子ども等の安全確保 | 10 | 0 | 0 | 9 | 0 | 1 |
| (1)子どもの交通安全を確保するための活動の推進 | 3 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 |
| 1)交通安全教育の推進 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2)チャイルドシートの正しい使用の徹底 | 3 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 |
| (2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 | 6 | 0 | 0 | 5 | 0 | 1 |
| (3)被害にあった子どもの保護の推進 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 基本目標Ⅶ 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進 | 28 | 8 | 1 | 13 | 1 | 5 |
| (1)児童虐待防止対策の充実 | 5 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 |
| (2)母子家庭等の自立支援の推進 | 8 | 3 | 1 | 3 | 1 | 0 |
| (3)障害児施策の実施 | 15 | 5 | 0 | 5 | 0 | 5 |



6 本町における子育て支援に関わる課題

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や「大間町子ども・子育て支援事業計画」(第1期)の施策進捗評価に基づき5つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

課題1 子育て環境や支援に対する満足度の向上

本町の子育て環境や支援に対する就学前児童保護者の満足度をみると、「やや満足＋満足」(9.7%)は「やや不満＋不満」(35.8%)に対し-26.1ポイントとなり、保護者からの評価が得られていない状況です。また、小学生保護者でも、「やや満足＋満足」(5.3%)が「やや不満＋不満」(50.5%)に対し-45.2ポイントとなり、前者とともに保護者からの評価が得られていない状況です。以上の結果から、子育て環境や支援に対して両保護者からは評価されていない状況です。評価を引き上げるためには子育て中の保護者の視点に立った施策の取り組みを行うことが必要です。

課題2 ニーズに対応した教育・保育施設の整備

平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」保護者は82.8%、利用していない保護者は16.4%となっています。また、母親の就労割合をみると、「フルタイムで就労している」と「パート・アルバイト等で就労している」を合わせて、就学前児童が71.6%、小学生が71.1%となっています。平成25年度の前回調査と比較すると、就労している母親の割合は就学前児童で24.1ポイントと大幅に増加しており、小学生でも7.6ポイント高くなっています。幼児教育・保育の無償化の影響も考慮し、利用増加を見込んだ教育・保育事業量の確保が必要となります。ニーズに対応した教育・保育事業になるよう、環境整備、質の向上に努めていくことが必要です。

課題3 相談体制の充実

就学前児童の保護者の9割は周囲の協力者が得られていましたが、祖父母等の親族にみてもらえるケースでも約1～3割の保護者は「時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」と回答しており、また6.0%の保護者は日常的及び緊急時等にも親族・知人等の協力が得られない、孤立した子育て環境にいると回答しています。

気軽に相談できる相手の状況を見ると、「町保健師」14.3%、「子育て支援施設・NPO」5.6%と、公的機関の利用率が低い状態となっており、子育て世代包括支援センターなどでの包括的な相談体制を整備していく必要があります。

課題4 放課後児童クラブの充実

「放課後児童クラブ」に関する保護者の利用希望を見ると小学校低学年の期間の利用希望は就学前児童で29.0%、小学生で30.4%となり、小学校高学年の期間では、就学前児童で19.4%、小学校で25.8%となり、子どもの放課後の安全な過ごし方という点で、一定の役割を担っています。今後も子どもの成長に繋がる事業として、保護者のニーズを反映しながら、よりよい事業内容への改善、環境・運営の整備を図り、さらに充実していくことが求められます。さらに、子どもの年齢が上がるにつれ変化する保護者のニーズに対応しながら、子どもの居場所づくりの確保に努める必要があります。

課題5 ワーク・ライフ・バランスの啓発

就学前児童保護者の「育児休業給付」(61.2%)、「保険料免除」(36.6%)という認知状況下において、お子さんが生まれた時に「働いていなかった」と回答した方を除いた就労者のうち、育児休業を取得または取得中の母親は56.6%、父親は0.8%の状況です。また、平成25年度の前回調査と比較すると、母親は8.2^{ポイント}増加し、父親は-0.5^{ポイント}の微減に留まっています。職場復帰時に「短時間勤務制度」を利用した母親は37.5%、父親はいませんでした。利用しなかった理由としては、「職場に取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」の順にあげています。

以上の結果から、雇用及び経済面において、安心して出産・育児が出来る職場環境の整備と公的支援制度の周知・普及を図るとともに、希望した育児休業期間満了時から教育・保育事業を利用したい保護者が、不安なく利用できる事業体制・運営となるようにさらなる改善をしていく必要があります。母親の育児休業の取得割合は高くなっているものの、父親の取得割合は現状維持の状況のため、父親の育児休業取得率の向上を目指し、育児に対する意識の改革や取得しやすい職場環境の整備、父親の育児参加の促進を進める必要があります。



第3章

計画の基本的な考え方





第3章 計画の基本的な考え方

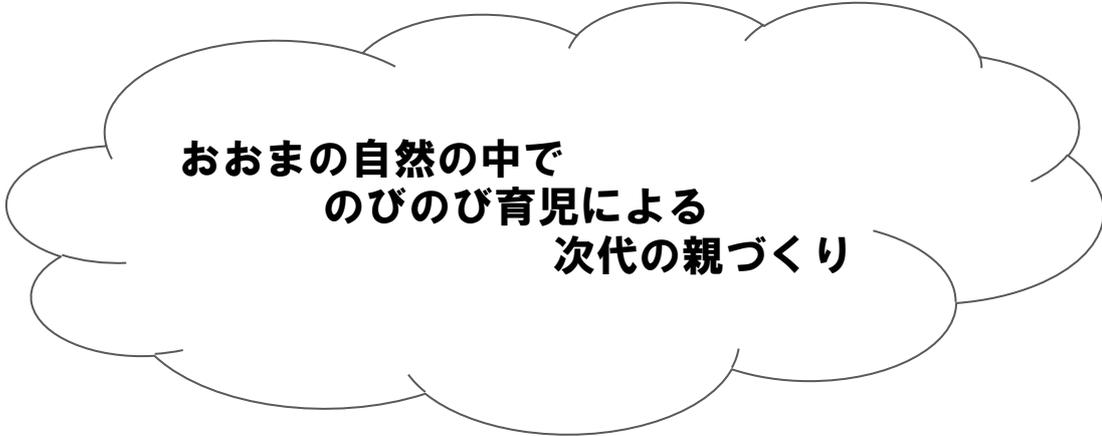
1 計画の基本理念等

人々の価値観やそれに基づく生活様式の多様化が子育て世代においても進行している中、住民一人ひとりにとって心の豊かさを実現できる環境づくりが望まれています。町においても、住民の自己実現を可能とする町づくりを行っていくとともに、子育て世代や次代を担う子どもたちにとって魅力的な町であるために、地域における子育て支援事業の中に「大間」の有する特性を生かしていくことが求められています。

これまで、わが町の先人によって培われてきた町づくりを、私たちの手によって花ひらかせ、さらに次代を担う子どもたちへと引き継ぎ、大間町ならではの自然を生かした地域づくり、魅力づくりを推進し、子どもたちが地域の老人や大人たちに見守られながら、大間の自然のなかでのびのびと成長できる地域社会を目指します。

加えて、すべての子どもが健やかに成長できるよう、良質かつ適切な子ども・子育て支援を提供するとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減に配慮した施策を推進するために、第1期計画の基本理念を継承します。

《基本理念》



**おおまの自然の中で
のびのび育児による
次代の親づくり**

2 計画の基本目標

基本目標Ⅰ 地域における子育ての支援

近年、子どもや家庭を取り巻く環境は厳しさを増しています。核家族化の進行や経済不況下の不安定な就労状況に加え、近隣関係の希薄化など子どもをめぐる地域ネットワークは弱まり、母親が育児の負担を抱えたまま子どもだけと一日を過ごす「育児の孤立化」といった状況も指摘されています。また、兄弟姉妹の減少などによって乳幼児とのふれあいの経験がないままに親となることなども多く、家庭や地域における子育て力の低下には著しいものがあります。

このため、共働き家庭をはじめ、専業主婦（夫）家庭やひとり親家庭を含めたすべての子育て家庭への支援を行うという観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実が求められています。

基本目標Ⅱ 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

母性^{※1}並びに乳児及び幼児等の健康の確保・増進を図る観点から、保健・医療・福祉や教育の分野間の連携を図り、地域における母子保健施策等を充実させることが求められています。

また、計画策定にあたっては、21世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」の趣旨を十分踏まえて、地域に根ざした住民活動との連携が必要です。さらに、子育て世代包括支援センターでの相談体制が適切に整備され、支援が必要な方に確実に届くような体制をとっていきます。

基本目標Ⅲ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

出生から青年期までの子どもの発達段階ごとにそのニーズは大きく異なるため、年齢に応じたきめ細やかな施策の推進が求められています。

乳幼児期は、人との基本的信頼関係を形成する大事な時期です。3歳以降は、社会性やコミュニケーション能力の向上等に対する配慮が必要です。小学校就学後は、子どもたちが年齢の枠を超えてたくましく成長できる良好で安全な環境の確保が必要です。思春期以降は、次世代の親づくりの視点から教育施策と連携を図り、食育、中高生と乳幼児のふれあいの場の提供、性に関する正しい知識の普及等に努めます。

※1 母性とは、女性もっているといわれている、母親としての性質。また、子を生み育てる母親としての機能のことです。



基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

子育てしている家庭や子育てを担う世代を中心に広くゆとりのある居住空間が確保でき、子どもを安心して育てられる環境が求められています。

また、子どもの視点に立った安全な道路の整備、安心して親子が外出できる環境の整備、子どもが犯罪にあわないようなまちづくりを地域で推進できるよう努めていきます。

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と子育ての両立は就労している保護者にとって不可欠な条件であり、その条件が満たされてこそ社会全体も人間性に満ちた地域社会の発展につながるため、町は社会システムそのものを両立支援型に構築し直す必要があるという認識のもと、就労している保護者が仕事と子育てを両立できるよう支援していきます。

基本目標6 子ども等の安全確保

小学校に通う子どもたちは体力、判断力ともまだ未成熟であるため、子どもたちの危機意識を高めるための教育と周囲の大人が責任をもって子どもたちを守ろうという姿勢が大変重要なことです。

町では全国各所で学校や子どもたちを被害対象とした大小様々な事件が続く現状を受け、子どもの安全を守るのは“大人の責任”であることを再認識し、子どもの安全確保を最重要事項として教育施設の内部に第三者の侵入を防ぐ対策を図るとともに、地域と学校が協力しあい登下校の安全を確保していきます。

基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

虐待は子どもに対する重大な権利侵害であり、その防止に向けては社会全体で取り組むべき課題です。その取り組みの推進にあたっては常に「子どもの最善の利益」への配慮を基本として児童虐待を予防し、発見から再発防止、さらには社会的自立に至るまでの総合的な支援の手を親子に対して用意することが求められています。

等しく教育や保育のサービスが受けられるよう障害児や医療的ケア児などのいる家庭においても同様に総合的な支援策が求められています。

3 施策の体系図

